

第5章 実現化の方向性

～まちづくりの取り組み方～ 

第5章 実現化の方向性

～まちづくりの取り組み方～

I 実現化に向けた基本的な考え方

これまでに、全体構想では、本市の目指すべきまちの将来像の実現に向け、3つの目標「天理らしさを活かしたまちづくり」「誰もが安全・安心に暮らすことができるまちづくり」「ずっと住みたくなる暮らしやすいまちづくり」を掲げ、分野別の方針を定めました。

また、地域別構想では、全体構想を踏まえ、各地域の特色を活かしたまちづくりの方向性と方針を定めました。

これらの全体構想及び地域別構想を実現するための基本的な考え方を、都市計画の意義を踏まえながら、以下の通り整理します。

(1) 共に支え合うまちづくり

都市計画マスタープランによって、市民、事業者及び行政が、目指すまちの将来像を共有することで、各主体の円滑な合意形成のもとで具体的な方策を進めることを促します。

本市では、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、知恵や力を出し合って、協力・連携しながらまちづくりに取り組む「共に支え合うまちづくり」を目指します。

「共に支え合うまちづくり」では、多様な主体・世代が、お互いの立場を理解し合いながら、同じ目標の実現に向けて、自らが主体的に取り組むことが必要となります。自らがまちづくりの当事者であるという意識の醸成を促しながら、持続可能な良好で賑わいのあるまちづくりを目指します。

(2) 施策の推進

都市計画マスタープランは、目指すべきまちの将来像を実現するための都市計画の決定や変更の方針等を示した計画であり、都市計画行政の行動指針となります。

本計画に基づき、都市全体として総合的かつ一体的なまちづくりを進めるために、的確な施策の推進を目指すとともに、時代の変化にも柔軟に対応^{※1}し、適正な進行管理、適切な施策判断の実施を目指します。

Ⅱ 実現化に向けた取り組み

(1) 共に支え合うまちづくりの実施

1) 役割分担

共に支え合うまちづくりを実施するためには、住民、事業者及び行政において多種多様な役割があり、特に少子高齢化の更なる進展を踏まえた役割分担を明確にする必要があります。住民には「地域コミュニティの向上、地域に対する誇りや愛着につながる諸活動への参加」、事業者には「企業活動やイベントなどを通じた地域との関わりの充実」、そして行政には「まちづくり情報などの発信をはじめとした住民や事業者への支援」など、つながりを意識したまちづくりを進めることが求められています。

なお、本市は、宗教文化都市としての性格を持ち合わせており、全国的に知名度も高く、特色のあるまちとなっています。本市の今後の発展のために、住民、事業者及び行政が協力・連携しながら共に支え合い、まちづくりを進めていきます。

2) 住民主体のまちづくり

住民には、まちづくりの主役として、特に、地域に密着したまちづくりの取り組みへの主体的な参画が期待されます。本市は、地域別構想に掲げたまちづくり方針に基づく、より具体的で住民に身近なまちづくりに対して、住民の主体的な取り組みにつなげるための必要な支援を実施します。

^{※1} 都市計画マスタープランは、市の現時点での実情を踏まえ、将来にわたる計画を示すものであり、今後の時代の変化等によっては、実情に適合しなくなる可能性がある。このため、社会経済情勢の変化や総合計画等の上位計画の見直し、今後新たに作成される計画との整合を見極めながら、必要に応じて計画内容を変更するなど、常に市の実情に即した計画となるように配慮する。

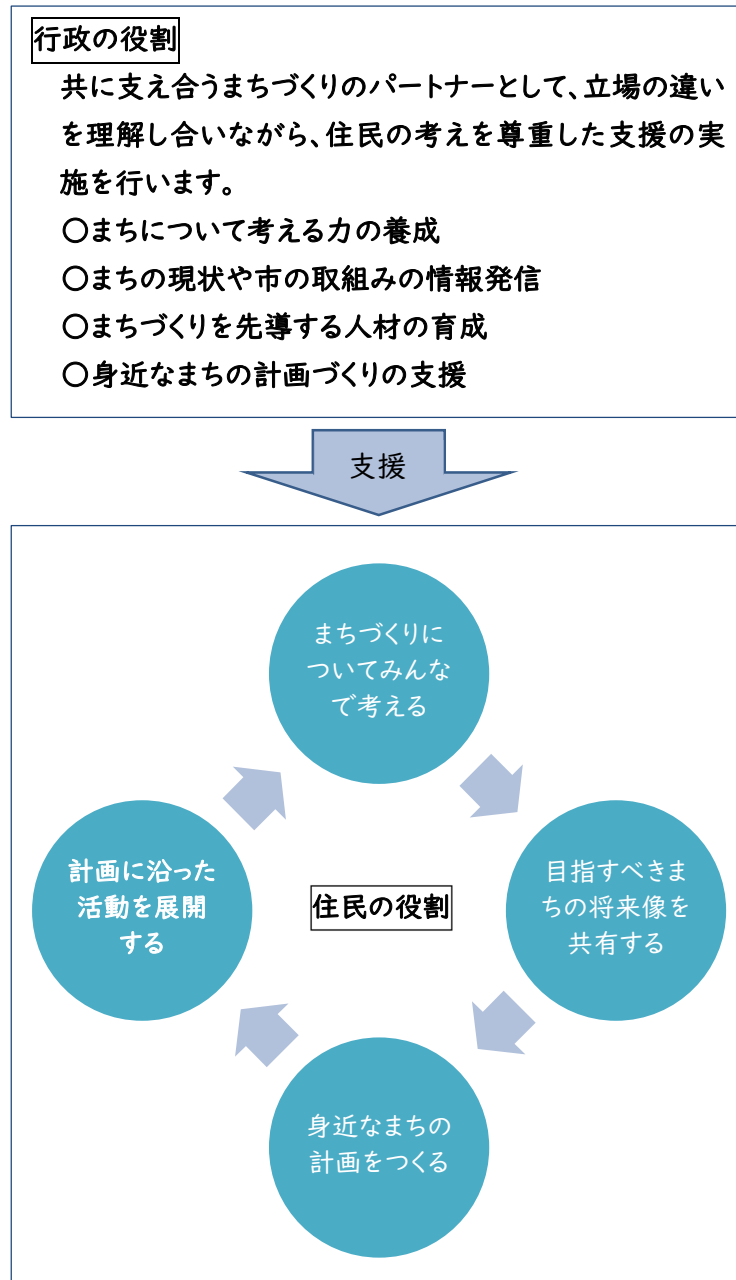


図 住民主体のまちづくり

(2) 適切な施策の実施

1) 都市計画制度の活用

都市計画マスタープランは、市が定める最上位計画である天理市第6次総合計画(まちづくり基本構想)を実現するための都市計画分野の計画であり、目指すべきまちの将来像は、概ね20年後の将来を見据えたものとなります。

本市では、本計画に基づき、都市計画制度^{※2}を積極的に活用するとともに、産業、環境、福祉、防災、文化財等の他の分野における多様なまちづくり手法とともに連携しながら、庁内外の連携を強め、まちの将来像の実現を目指します。

2) 主な都市計画手法

全体構想及び地域別構想で掲げたまちづくりの方針については、都市計画手法を中心とした施策に展開していきます。また、産業、環境、福祉、防災、文化財などの他の分野における多様なまちづくり手法とともに連携しながら実施していくこととします。

表 都市計画手法を中心とした施策

制度の区分		主な施策
規制・誘導 手法	都市計画法に 基づく規制・誘導手法	地域地区 用途地域／防火地域／景観地区／風致地区／歴史的風土特別保存地区／生産緑地地区 など その他の制度 地区計画／開発許可制度 など
	その他の法に 基づく規制・誘導手法	都市機能誘導区域・居住誘導区域／建築協定／埋蔵文化財包蔵地／史跡 など
	自主的なルール	まちづくり憲章／まちづくり条例／まちづくり協定 など
事業手法	都市計画事業 (主として行政が主体)	街路事業／公園事業／下水道事業／土地区画整理事業 など
	協働による事業	街なみ環境整備事業／優良建築物整備事業 など

^{※2} わが国では、「都市計画法」により、まちづくりのルールが定められている。「都市計画法」は、都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関して必要な事項を定めることで、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、それによって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。都市計画の土地利用計画は、住宅、店舗、事務所、工場など、競合する様々な土地利用を秩序立て、効率的な都市活動の増進、優れた環境の保護、特色ある街並みの形成などを目的とした「まちづくりのルール」となる。

3)特に推進すべき取組みの例

本計画で掲げるまちづくりの目標の実現に向けた取組みの実例と、それに対する行政の支援策を整理し、まちづくりのねらいを設定しました。継続的な取組みを行うために、庁内の関係各課と意識を共有し、着実な進捗管理を行います。

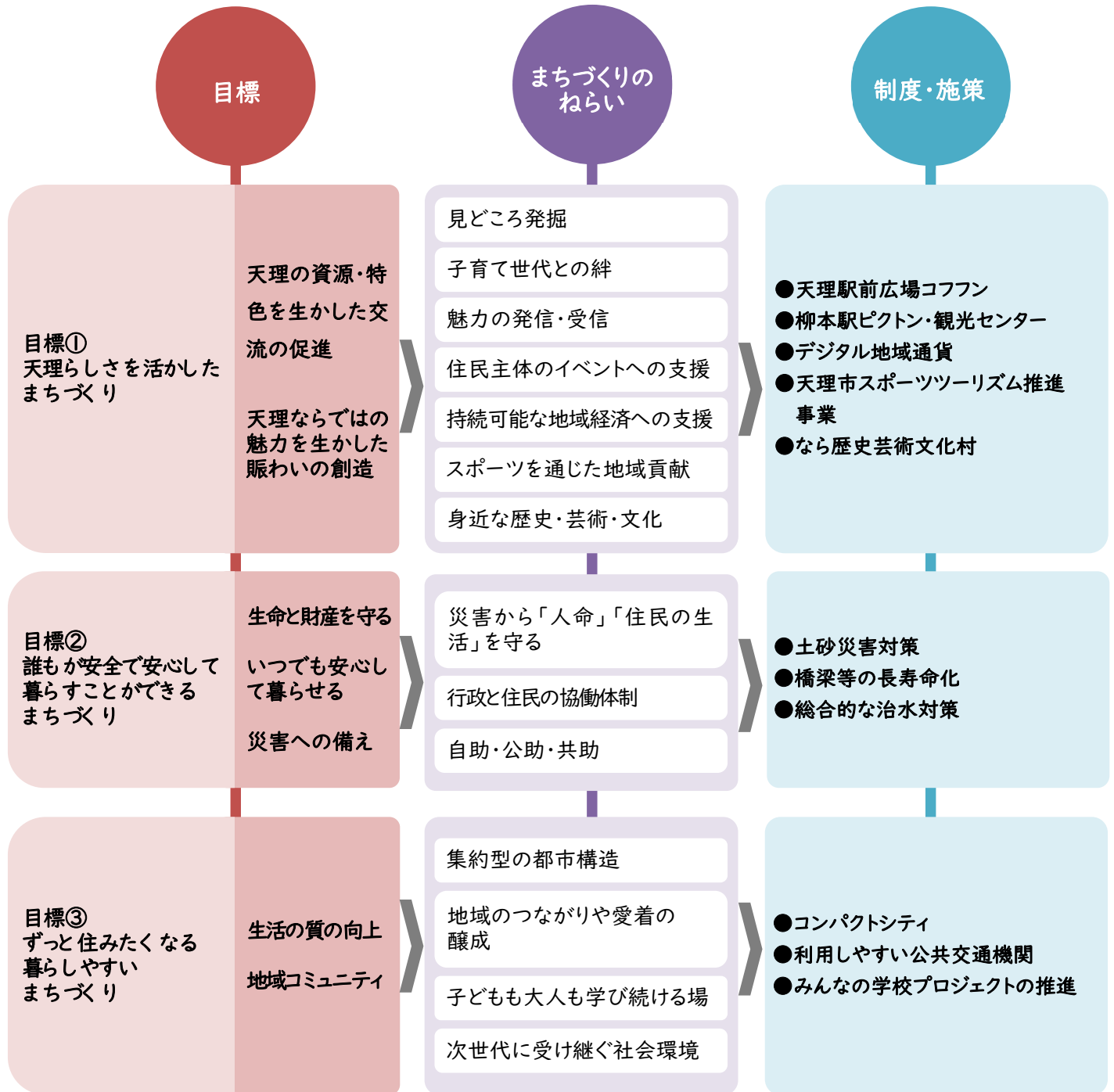


図 まちづくりの実現に向けた取組みの実例

(3) 進捗管理と計画の見直し

1) 進捗管理

都市計画は、短期的にその効果が現れるものもありますが、一方では、長い時間をかけて取り組む必要があるものもあり、その間に社会情勢等が変化する可能性があります。

このため、重点施策だけではなく、計画で位置づけた施策ごとに所管部署を設定し、年度ごとに施策の実行の報告、実行環境の改善を行うなど、目標を実現していく過程で適正に進行管理し、進捗状況を明らかにします。

さらに、社会経済情勢の変化や上位関連計画との整合を図るため、必要に応じて、見直しを含む適切な施策判断をするなど、PDCA サイクルを実施し、目指すべきまちづくりの目標の実現に向けて着実に遂行します。

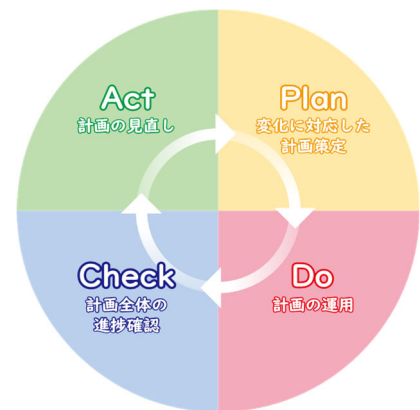


図 PDCA サイクル

2) 都市計画マスタープランの適切な見直し

継続的な取り組みを進めるためには、明確な計画が必要です。都市計画マスタープランは、市の現時点での実情を踏まえ、将来にわたる計画を示すものであり、今後の時代の変化などによっては、実情に適合しなくなる可能性があります。

このため、社会経済情勢の変化や総合計画などの上位計画の見直しを見極めながら、必要に応じて計画内容を見直すなど、常に市の実情に即した計画になるよう配慮します。